

一般社団法人日本医療薬学会
平成 28 年度第 6 回定例理事会 議事録

一. 開催日時：平成 28 年 12 月 27 日（火） 13 時 30 ～ 17 時 30 分

二. 開催場所：日本医療薬学会会議室

三. 出席者

会 頭：佐々木 均

副会頭：井関 健、山田 安彦

理 事：青山 隆夫、出石 啓治、伊藤 清美、大谷 壽一、川上 純一、崔 吉道、
佐藤 淳子、千堂 年昭、武田 泰生、濱 敏弘、峯村 純子、望月 眞弓、
山田 清文、脇山 尚樹

監 事：大石 了三、安原 真人、山元 俊憲

年会長：大森 栄

陪席者

顧 問：木平 健治

事務局：星 隆弘

欠席者

副会長：奥田 真弘

理 事：松原 和夫、宮崎 長一郎

顧 問：五十嵐 邦彦、山本 信夫

四. 議長：佐々木 均

五. 会議の成立

定刻において、議長より開会が宣言され、本理事会は理事 17 名の出席があり、定款第 38 条に定める定足数を満たしており、適法に成立している旨が報告された。

六. 議事の経過の概要及びその結果

1. 平成 28 年度第 5 回定例理事会議事録の確認

議長より、本年 10 月 4 日に開催された平成 28 年度第 4 回定例理事会議事録を基に議事内容が確認され、修正等がある場合には本理事会終了時まで指摘するよう要請があった。続いて、前回理事会から昨日までに開催された各委員会等の会務状況が報告された。

2. 協議事項

(1) 代議員選挙結果報告及び推薦代議員候補者推薦委員会の編成

1) 平成 29, 30 年度代議員選挙結果報告

千堂理事より、平成 29,30 年度代議員選挙の開票及び当選者を決定した選挙管理委員会の議事内容が報告された。本学会の定款、代議員選出規程及び平成 29,30 年度代議員選挙公示等に基づき黒田誠一郎氏立ち会いの下、開票ならびに 250 名の当選者を決定したことが報告された。

2) 平成 29,30 年度推薦代議員候補者選考委員会の編成

議長より、代議員選出規程に基づき、推薦代議員が 25 名（選挙選出代議員の 10%を上限とする）になることが報告された。その選考を担う推薦代議員候補者選考委員会を、佐々木会頭、奥田及び山田副会頭、千堂総務委員長、宮崎理事の 5 名をもって編成し推薦代議員候補者を選考することが説明された。協議した結果、本件は了承された。

(2) 医療薬学学術小委員会の編成

議長より、従前の理事会で取り上げられた医療薬学学術委員会（親委員会）の下部組織にあたる小委員の編成について、奥田副会頭及び親委員会委員長の山田(清)理事らが協議し伊藤理事を小委員会の委員長とすること、また伊藤理事が主体となって活動テーマを選定し、その活動を遂行する小委員会のメンバーとして、岩本卓也氏、大野能之氏、木村丈司氏、樋坂章博氏、百賢二氏、米澤淳氏をもって編成することが説明された。協議した結果、本件は了承された。

続いて、伊藤理事より、昨日開催した本小委員会の議事概要の報告として、医療従事者向けの薬物相互作用の検討に関する手引きのようなものを作成し、新薬の相互作用に関する情報の評価方法や具体的な事例に対するマネジメントの方法などを示したいという方針が説明された。また、先行して、会員に対する薬物相互作用の認識度を調査し、その結果等を第 27 回本学会年会のシンポジウムの中で取り上げる意向が示された。

また、山田(清)理事より、第 2 番目の小委員会の設置にあたり、活動テーマを含めた小委員会の公募方式の検討を来年度開催する親委員会で協議したい主旨の意見伺いがあり、了承された。

(3) 委員会細則の改正

千堂理事より、委員会細則の改正案として、新たに編成された医療薬学学術委員会、同小委員会、フレッシューズ・カンファランス企画小委員会を追加すること、委員の併任制限規定から各選考委員会、各推薦委員会及び各ワーキンググループを除外するほか、実態に合わせるための文言を整備することが説明された。協議した結果、本改正は了承された。

(4) 非常勤職員就業規則及び給与規則の改正

千堂理事より、本学会事務局の非常勤職員の就業規則及び給与規則の改正案として、

雇用契約期間(就業期間 5 年以内)の条件付き制限の解除、給与額の見直し及び調整手当の支給などに関する説明があった。協議した結果、本改正は了承され、平成 29 年 1 月より適用することとなった。

また、人事委員会の構成員やルールなどを規定した内規を整備することとなった。

(5) 年会長候補者の選任

千堂理事より、年会長候補者推薦委員会での審議内容及び第 30 回年会(平成 32 年度)、第 31 回年会(平成 33 年度)の年会長候補者の推薦に係る説明があった。年会長選任細則に基づき、本学会 HP 上で年会長候補者を募集したところ、第 31 回の年会長候補に 1 名より応募があったことが報告された(第 30 回年会への応募はなし)。同推薦委員会で協議した結果、第 30 回年会長として山田清文 氏(名古屋大学医学部附属病院 教授・薬剤部長)、第 31 回年会長として応募者である齋藤秀之 氏(熊本大学医学部附属病院 教授・薬剤部長)の両名を本理事会に推薦したこと及び推薦理由が説明された。本件について協議した結果、両名を年会長とすることが了承された。

(6) 認定薬剤師制度における認定審査結果

青山理事より、本年 12 月 31 日をもって認定期間が満了する認定薬剤師(指導薬剤師)及び研修施設の更新、今年度第 2 期目の研修施設の新規認定に係る認定薬剤師制度委員会の審議結果に係る説明があった。

1) 認定薬剤師(指導薬剤師を含む)の更新認定

本年 12 月 31 日を以て認定期間が満了する認定薬剤師の更新対象者は 202 名であり、更新申請者が 194 名、更新保留申請がなかったこと、認定薬剤師制度委員会で審査した結果、194 名の更新が認められると判定したことが説明された。協議した結果、認定薬剤師(指導薬剤師)の更新が了承された。なお、認定薬剤師更新者の認定日は 2017 年 1 月 1 日、認定期間は 2017 年 1 月 1 日から 5 年間である。

2) 認定薬剤師制度研修施設の新規認定(平成 28 年度第 2 期)及び更新認定

本年第 2 期となる研修施設の新規認定に 14 施設より申請があり、従前の判定基準に基づき認定薬剤師制度委員会で審査した結果、全 14 施設の認定が認められると判定したこと。また、本年 12 月 31 日を以て認定期間が満了する認定薬剤師制度の研修施設 48 施設中、指導薬剤師が在籍している 37 施設の更新が認められると判定したことが説明された。協議した結果、37 施設の更新認定が了承された。認定日は 2017 年 1 月 1 日、認定期間は 2017 年 1 月 1 日から 5 年間である。

(7) 薬物療法専門薬剤師認定制度における認定審査結果

望月理事より、薬物療法専門薬剤師の認定審査結果に係る説明があった。今年度は第 1 期申請(認定試験の要受験者)には 3 名より申請があり、また第 2 期申請(認定試験に合格している認定薬剤師)には 11 名から申請があった。前者の 3 名は今年度の

認定試験を受験し、その結果、3名全員が合格した。当該14名より提出された申請書類に基づき審査を実施した結果、8名を薬物療法専門薬剤師の認定要件を満たしているため認定可と判定したこと、また不認定とした者の中には、前述した認定試験に合格すると共に認定薬剤師に必要な会員歴、受講、論文及び学会発表の要件を満たしている者がおり、同者を認定薬剤師として認定可と判定したことが説明された。協議した結果、薬物療法専門薬剤師認定制度委員会の判定通りに認定することが了承された。認定日は2017年1月1日、認定期間は2017年1月1日から5年間である。

(8) がん専門薬剤師認定制度における認定審査結果

濱理事より、平成28年度のがん専門薬剤師及びがん指導薬剤師の新規認定申請、本年12月31日をもって認定期間が満了するがん専門薬剤師及び同研修施設の更新認定に係るがん専門薬剤師認定制度委員会の審議結果に係る説明があった。

1) がん専門薬剤師の新規認定

本年11月20日(日)に実施した平成28年度がん専門薬剤師認定試験には、書面審査(受験資格審査)の合格者78名及びがん専門薬剤師認定制度規程細則第2条の2が適用された8名を合わせた全86名が受験した。がん専門薬剤師試験小委員会及びがん専門薬剤師認定制度委員会において合否判定をした結果、75名を合格と判定し、がん専門薬剤師として認定すること、また11名を不合格と判定したことが説明された。協議した結果、了承された。

2) がん指導薬剤師の新規認定

がん指導薬剤師の新規認定には21名より申請があり、がん専門薬剤師認定制度委員会において審査した結果、全申請者をがん指導薬剤師の認定要件を満たしていると判定したことが説明された。協議した結果、21名をがん指導薬剤師として認定することが了承された。

3) がん専門薬剤師の更新申請

本年12月31日を以て認定期間が満了するがん専門薬剤師の更新の対象者96名中、更新申請者77名と保留申請者が5名であった。がん専門薬剤師認定制度委員会において審査した結果、67名の更新が認められる(うち6名については、再審査を実施した上で更新を取り消すことがある)と判定し、10名を不合格としたことが説明された。協議した結果、67名の更新及び5名の更新保留が了承された。

4) がん専門薬剤師研修施設の更新

本年12月31日を以て認定期間が満了するがん専門薬剤師研修施設の更新対象施設1施設であり、がん専門薬剤師認定制度委員会で審議した結果、当該1施設の更新を認められると判定したことが説明された。協議した結果、当該更新が了承された。

上記の4件について、認定が認められた全て事例の認定日は2017年1月1日、認定期間は2017年1月1日から5年間である。

(9) 日本がん薬剤学会からのシンポジウム共催依頼への対応

濱理事より、第9回日本がん薬剤学会(JSOPP)学術大会におけるセミナーの共催依頼に係る説明があった。同学術大会の中で「がん専門薬剤師になるための50症例書き方セミナー」を本学会と共催し、がん専門薬剤師の認定申請で求められる症例の書き方をレクチャーするセミナーを開催する主旨と本共催に伴う本学会への人的・金銭的な負担のないことが説明された。協議した結果、本件は了承された。

(10) 日本臨床疫学会からの委員推薦依頼への対応

議長より、日本臨床疫学会より本学会との連携を推進するために臨床疫学に詳しい者を同臨床疫学会の学術専門委員としての推薦依頼を受けたことが報告された。協議した結果、臨床疫学に携わっている渡部一宏氏(昭和薬科大学・准教授)を第1候補として内諾を取得の上、回答することとなった。また、本理事会への情報のフィードバックのために、医療薬学学術委員長である山田(清)理事が窓口となり渡部氏からの相談や報告を受けることとした。

(11) 医療薬学用語集「日仏(英)版」に係る出版依頼への対応

議長より、日仏薬学会より本学会が編纂した医療薬学用語集(英和・和英版)を基に、日仏版(日英仏版)の医療薬学用語集を発刊するため本学会に用語集の掲載情報の提供依頼があったことが説明された。協議した結果、本学会としては、情報の提供は可能であるが、既出版物の用語集を出版販売している(株)じほうとの権利関係を確認した上で対処することとなった。

(12) 平成29年度公開シンポジウムの開催計画

青山理事より、企画シンポジウム委員会で協議した平成29年度の医療薬学公開シンポジウムの開催として年間4回開催することを確認し、本シンポジウムを近年開催していない地域や会員数が少ない地域などをリストアップした情報を基に、実行委員長の選出及び9題の提示テーマを決定したことが説明された。協議した結果、本件は了承された。

本シンポジウムの実行委員長は、次のとおり。①田崎嘉一氏(北海道、旭川医科大学 病院 教授・薬剤部長)、②島田美樹氏(鳥取県、鳥取大学医学部附属病院 教授・薬剤部長)、③宮村充彦氏(高知県、高知大学医学部附属病院 教授・薬剤部長)、④中村克徳氏(沖縄県、琉球大学医学部附属病院 教授・薬剤部長)。

(13) 第27回年会シンポジウム等への演題登録

青山理事より、本学会の各委員会の企画として第27回年会のシンポジウムに登録する演題が4件あることが報告され、続いて演題登録を希望する各委員会の委員長より登録演題の概要が説明された。なお、演題登録する委員会(括弧内は演題のタイトル)は、次のとおり。医療薬学学術小委員会(医薬品相互作用に関する企画)、国際交流委員会(国際シンポジウムに関する企画)、がん専門薬剤師認定制度委員会(がん患者に

対する薬学的介入の仕方と症例サマリの書き方に関する企画)、薬物療法専門薬剤師制度委員会(薬物療法専門薬剤師としての活動などに関する企画)。

(14) 2017 年度海外研修募集

議長より、約 10 年間にわたって実施してきた海外研修事業はスポンサー企業からの寄付支援を受けながら実施してきたが、支援が得られにくい状況になってきたこと、また大きな経費を数名の海外研修に費やすことについても会員に対して有用性の説明が難しいという考えが示された上で、平成 29 年度の海外研修事業の実施及び今後の海外研修のあり方に関する議論が行われた。財源以外の議論として、ミシガン大学病院で行われる研修の意義は認められるが、英会話力の向上が必要ではないかとする意見やがん専門薬剤師など特定の領域に限定しないこと(米国内での学会参加とセットにする際、ASCO に限定しない)などの意見が出された。協議した結果、平成 29 年度は海外研修の実施を見合わせ、国際交流委員会の委員長である武田理事を中心とする WG を編成し、今後の海外研修の実施について検討することとなった。

(15) 前年度会費の遡及納入への対応

川上理事より、前年度会費の遡及の嘆願 2 件について説明があり、協議した結果、全ての嘆願を了承することとなった。

(16) 第 9 回定時社員総会及び平成 29 年度第 2 回定例理事会の開催日時

議長より、第 9 回定時社員総会及び平成 29 年度第 2 回定例理事会を日本薬学会第 137 年会(仙台)の第 1 日目に合わせて、平成 29 年 3 月 24 日(金)にトラストシティカンファランス仙台において開催することが説明された。理事会は 14 時から 15 時 45 分まで、続いて社員総会を 16 時より約 40 分間開催する予定である。

3. 報告事項

(1) 第 26 回年会実施報告(京都)

議長より、平成 29 年 9 月 17 日から 19 日の 3 日間にわたって開催された第 26 回年会の実施報告及び収支報告として、一般参加者数 9,218 名、特別講演 5 題、特別企画講演 1 題、教育講演 1 題、シンポジウム(公募) 47 セッション、特別企画シンポジウム 1 セッション、震災特別プログラム 1 セッション、一般演題 1,694 題(口頭 302 題、ポスター 1,392 題)、その他が行われ、盛会のうちに終了したことが説明された。

(2) 第 27 回年会準備状況報告(千葉)

大森年会長より、第 27 回年会の準備状況として、会場の座席数として約 5170 席を確保するとともに、宿泊施設の確保、特別講演や招待講演などのプログラムの編成などの検討を進めていること、また共催寄付金の獲得にあたり厳しい現状も報告された。

(3) 第 61 回～第 64 回公開シンポジウム実施報告

青山理事より、第 61 回から第 64 回の医療薬学公開シンポジウムの各実施報告及び収支報告が説明された。

- ・第 61 回 開催都市：茨城県つくば市、実行委員長：本間真人 氏（7 月 31 日開催）
テーマ「薬剤師に求められる副作用対策 ～がん薬物療法を中心に～」
- ・第 62 回 開催都市：新潟県新潟市、実行委員長：外山聡 氏（10 月 30 日開催）
テーマ「ポリファーマシーの削減に向けて薬剤師ができること」
- ・第 63 回 開催都市：愛知県名古屋市、実行委員長：松永民秀 氏（11 月 20 日開催）
テーマ「期待される薬剤師の役割と若い力」
- ・第 64 回 開催都市：徳島県徳島市、実行委員長：石澤啓介 氏（11 月 20 日開催）
テーマ「多職種連携が生む臨床研究の推進と社会への還元」

(4) 平成 29 年度各学会賞の受付案内

議長及び脇山理事より、平成 29 年度の学会賞として、学術貢献賞、奨励賞、論文賞及び Postdoctoral Award の募集を開始したことが報告された。

(5) 後援依頼

議長より、次の 2 件の後援依頼について了承したことが報告された。

- ・「PLCM（耕薬）研究会・第 11 回シンポジウム」
- ・「第 6 回くすりと糖尿病学会学術集会」

(6) 研修会、講習会実施報告

1) 第 4 回がん専門薬剤師アドバンスト研修会

濱理事より、平成 28 年 10 月 15 日に東京都内で開催された第 4 回がん専門薬剤師アドバンスト研修会の実施報告書を基に、研修会の内容及び受講者から好評を得たことが報告された。

2) 平成 28 年度第 2 回薬物療法専門薬剤師集中講義

議長より、平成 28 年 11 月 12 日、13 日の両日に名古屋市内で開催された第 2 回薬物療法専門薬剤師集中講義の実施報告があった。

(7) 各委員会報告

下記の委員会の議事について、各委員長より報告があった。

- 1) 第 2 回がん専門薬剤師研修小委員会
- 2) 第 3 回薬物療法専門薬剤師研修小委員会
- 3) 第 4 回医療薬学会年会あり方検討委員会
- 4) 第 2 回出版委員会
- 5) 第 2 回認定薬剤師認定制度委員会
- 6) 第 1 回薬物療法専門薬剤師・認定薬剤師認定試験問題作成小委員会

- 7) 第3回薬物療法専門薬剤師認定制度委員会
- 8) 第1回フレッシュャーズ・カンファランス企画小委員会
- 9) 第2回企画・シンポジウム委員会
- 10) 第1回 JPHCS 編集委員会

なお、特記事項は、次のとおり。

- ・ 年会あり方検討委員会の議事について

濱理事より、従前の年会においてシンポジウムとして開催したがん専門薬剤師による症例サマリの書き方に関する企画の名称（形態）を同検討委員会でワークショップと位置づけた件について、実際には1人の演者が20分程度の話を数名が行うため、シンポジウムに近いものであるという意見が述べられた。そのため、第27回年会で用いる名称については、濱理事と大森年会長が協議の上、決定することとなった。

- ・ JPHCS の議事について

崔理事より、年会の特別講演や国際シンポジウムの外国人演者に対して、JPHCS の総説原稿の執筆を依頼できないかという主旨の話があり、意見交換した結果、第27回年会から具体化させる検討を進める方針となった。

(8) その他

事務局より、直近の会員数、医療薬学誌及び JPHCS の本年1月から12月までの投稿数が報告された。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は17時30分に閉会を宣言し、解散した。